

令和5年度第1回自立支援協議会地域生活支援部会 議事要旨

1. 開催日時 令和5年7月20日(木) 午後2時～午後4時
2. 開催場所 市役所4階 会議室S2・3 (オンラインと併用)
3. 出席者 (委員) *団体名のみ記載
(福) 佑啓会、(福) 敬心福祉会、千葉商科大学、浦安手をつなぐ親の会
浦安市視覚障害者の会トパズクラブ、浦安市肢体不自由児・者親の会「どっこらしょ」
いちょうの会、浦安市自閉症協会、公募選出委員、(福) パーソナル・アシスタンスとも、
(福) 千楽、(福) なゆた、(特非) あいらんど、(株) ふくしねっと工房、(福) 南台五
光福祉協会、(福) サンワーク、浦安市社会福祉協議会、(医) 城東桐和会 タムス浦安
病院、障害者グループホーム等支援ワーカー
(事務局) 障がい事業課、障がい福祉課

4. 議事次第

1. 開会
2. 議題
 - (1) 令和5年度の自立支援協議会について
 - (2) 令和4年度第3回地域生活支援部会の振り返りについて
 - (3) 浦安市指定福祉避難所について
 - (4) その他
3. 閉会

5. 配布資料

- 議題1 資料1 令和5年度浦安市自立支援協議会について
- 議題1 資料2 令和5年度自立支援協議会スケジュール
- 議題1 資料3-1 浦安市の課題と解決に向けて
- 議題1 資料3-2 浦安市の課題と解決に向けて
- 議題1 資料4 自立支援協議会の新旧対照表について
- 議題2 資料1 第3回浦安市自立支援協議会地域生活支援部会 報告
- 議題2 資料2 浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金交付要綱
- 議題2 資料3 浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金の変更について
- 議題3 資料1 福祉避難所について
- 議題3 資料2 浦安市指定福祉避難所設置・運営に関するマニュアル(案)

6. 議事概要

(1) 令和5年度の自立支援協議会について

■説明（事務局）

令和5年度第1回自立支援協議会の協議内容の報告について説明した。

■質疑応答（リーダー：リ、委員：委、事務局：事）

委：今年度地域生活支援部会においては、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築については協議しないのか。地域包括ケアシステムの構築については、浦安市においても重要な課題であるため次回以降の部会で議論を深めていきたい。

→事：今年度の協議事項については、事務局で設定したところだが、委員から協議すべきという意見があれば今後議題を設定していく。

(2) 令和4年度第3回地域生活支援部会の振り返りについて

■説明（リーダー）

令和4年度第3回地域生活支援部会について振り返りを行った。

また、加えて浦安市重度障がい者グループホーム施設整備補助金交付要綱について、変更点を含めた説明を行った。

■主な意見

委：市内に住み続けることで支援のノウハウが蓄積されるため、市内でグループホームが拡大していくといい。

委：重度障がい者グループホーム施設整備補助金交付要綱において、対象である重度とはどのような方を範囲としているか。

→事：要綱上は、総合支援法における区分4以上の方を対象としている。

委：グループホーム内での支援は、食事の世話がメインであり、他の支援をもう少ししてもらえると助かる。

リ：利用してからのミスマッチといったものを解消するために体験利用という制度もあるが、なかなか活用されていないという背景もあるため、これが広まればミスマッチも減るのではないか。

リ：この要綱について、定員増の場合には重度障がいについては増設分が区分4以上であればいいのか。

→事：リーダーの解釈の通りである。例えば2床分補助金を利用して増設した場合、条件が適用されるのは2床分である。

(3) 浦安市指定福祉避難所について

■説明（事務局）

要配慮者に係る現状の対応及び福祉避難所設置・運営に関するマニュアルについて説明を行った。

■主な意見（リーダー：リ、委員：委、事務局：事）

委：避難行動要支援者名簿はどのように活用されるのか、一人で避難できない方をどのように誘導することになっているか。

→事：避難行動要支援者名簿については個別避難計画の作成に活用していく。一人で避難できない要支援者の避難方法についても個別避難計画に落とし込んでいく。

委：災害時の避難行動要支援者への連絡方法はどうなっているか、また、以前グループホームから避難の練習をした際に、避難所まで歩けず車いすが必要なことがあったが、避難所の福祉用具についてはどのようになっているか。

→事：要支援者への連絡については、個別避難計画の中で支援者も含めた連絡先を計画に落とし込んでいき、避難所の福祉用具についても含めた避難体制を今後策定していく。

委：要支援者は浦安市内で何名程度いるのか。

→事：避難行動要支援者名簿の対象が 1,992 名。今年度はその中から特に要支援の程度や洪水ハザードマップの地域から抽出した 225 名の個別避難計画を策定していく。

委：福祉避難所に薬は置いてあるか。

→事：指定福祉避難所に関して個別避難計画を策定した方の避難先については、通所している施設を原則とするので指定福祉避難所と直接連携を図る形になると思われる。

委：災害時には医療の役割が重要であるため、医師会や看護師といった各種団体との連携を進める必要があるだろう。

リ：福祉避難所の受入定員としては、要支援者全てを受け入れることができるのか。

→事：災害時の避難については在宅避難を原則としている。その中で災害を受ける可能性が高い方から優先的に避難の計画を策定し、在宅避難や避難所の定員についても考慮し個別避難計画の策定を進めている。

委：要支援者は必要な情報の確保が難しい人もいるので正確な情報伝達が重要である。また、障がいに対する理解も進んでほしい。

(4) その他

特になし